

事務連絡
平成16年9月24日

地方社会保険事務局長 殿

社会保険庁運営部医療保険課長
武田俊彦

政府管掌健康保険及び厚生年金保険の適用事業所の
全喪届に係る事務処理等について

標記については、平成15年11月12日府保発第1112001号により取り扱っているところであるが、省令改正を行い証拠書類の添付を義務付けた趣旨が十分に理解されず取り扱いに不十分な事例が見受けられたことから、あらためて下記の事項に留意し、偽装全喪の防止を図り、更なる適用の適正化に努められたい。

記

1 全喪の手続等に係る照会対応について

事業主等から全喪の手続や健康保険・厚生年金保険からの脱退等に係る照会があった場合には、その事業の状況や照会に係る主旨等を十分聴取の上、適切に対応すること。

具体的には、事業の廃止や休業等の話しが出た場合には、全喪の手続等を説明する前に、廃止や休業等の内容について詳細に聞き取りを行った上で説明すること。

特に、保険料の納付が困難となっていること等を理由として全喪の手続等に係る照会があった場合については、「全ての法人の事業所及び常時5人以上の従業員を使用している事業所については、健康保険・厚生年金保険への加入が義務づけられており、事業が継続している場合は、事業主や被保険者の意思により任意に脱退することはできない」旨を説明し、全喪の手続等についての説明には十分注意すること。

また、保険料が長期に渡り未納となっている場合には、今後の対応を検討するうえで事業の継続についても確認する必要があるが、社会保険事務所側から安易に事業継続の意志等を確認することは偽装全喪を示唆しているような誤解を招く恐れがあることから、言動には十分留意すること。

2 全喪届の添付書類について

全喪届に添付する書類については、①雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写（公共職業安定所）、②解散登記の記載がある登記簿謄本の写（地方法務局）を原則とすること。

なお、やむを得ず取締役会議事録の写等を求める場合にあっては、取締役会議事録のひな形を渡す等、当該書類を添付することで事業を継続していても全喪届が受理される等の誤解を招くことのないよう留意すること。

また、添付書類が前記①又は②以外である場合は、事務所長自らが担当職員から説明を受けた後に決裁を行うこと。

3 事後調査について

全喪届の提出にあたって取締役会議事録の写を添付している事業所等、第三者の確認がない書類を添付している事業所については、その内容について、できる限り詳細な聴き取りを行うとともに、一定期間経過後（原則として3ヶ月を超えない期間内とすること）、当該事業所に電話や文書による照会を行ったり、商工会や業界団体等に照会を行う等により、休業や廃業の実態を把握し、適正な処理に努めること。

なお、疑義がある場合には、優先して実地調査を行うこと。

また、実地調査については、適用関係届書の審査業務の一環であるとともに適宜実施する必要があることから、社会保険調査官による実施に固定することなく、適用担当課の職員においても隨時実施すること。

4 事務処理について

適用及び保険料徴収の適正な運営には、適用担当課と徴収担当課の連携が不可欠であり、今後においても、連携の強化や共同した取り組みに努めが必要であるが、同時に、事務分掌区分及びそれに伴う責任を明確にし、適用担当課及び徴収担当課がそれぞれの立場と責任において、所掌する事務の適正化を図ること。

具体的には、滞納事業所に対しては、徴収担当課が事業所との窓口となり、全喪届の受理や事業所の実態把握を行っている場合が見受けられるが、全喪届の審査、決定は適用担当課が行うことから、他課において受理等をする場合にあっても、適用担当課が同席する等、他課の責任において処理することのないよう厳に取り扱うこと。

5 全喪届の総点検について

本年中に届出られた全喪届について、喪失原因、添付書類、実地調査の有無等について総点検を実施し、届出内容の確認が不十分であったものについては、上記3の取り扱いに準じて、廃業又は休業の実態把握に努め、適正な処理とすること。

また、その点検状況については、別添により、平成16年10月20日までに当課（XXXXXXXXXX）あて電子メールにより報告願いたい。

提出期限：平成16年10月20日 ()

(別添)

事務局名	
------	--

全喪届の処理状況等について

1. 処理件数等 (対象：平成16年1月1日受付～平成16年9月末日受付)

合 計		全喪の原因				
添付書類の種類	全喪届処理(提出)事業所数	解散	休業	合併	認定全喪	その他
	①雇用保険適用事業所廃止届事業主控の写					
	②解散登記の記載がある登記簿謄本の写					
	③法人税・消費税異動届の写又は給与支払事務所等の廃止届の写					
	④休業等の確認ができる情報誌、新聞等の写					
	⑤事業廃止等を議決した取締役会議事録の写					
	⑥その他適用事業所に該当しなくなつたことを確認できる書類					
	⑦全喪時に滞納となっていた保険料無					
保険料関係	⑧全喪時に滞納となっていた保険料有					

※ 全喪届処理(提出)事業所数=①+②+③+④+⑤+⑥=⑦+⑧

2. 全喪時の被保険者数 (対象：上記1の事業所)

被保険者数	1人	2人	3人	4人	5人	6～10人	11～20人	21人以上	合計
事業所数									

※ 全喪年月日が資格喪失年月日である被保険者数

3. 実地調査等の実施件数 (対象：上記1の事業所)

	合 計	事業所への立入り	事業所外部からの確認	その他(文書の送付等)
実地調査等を実施した事業所数				

4. 実地調査等の結果 (対象：上記3の事業所)

	合 計	全喪取消	新規適用	未対応
適正な届出を確認				
事業を継続又は再開等				
再調査が必要				

5. 今後、実地調査等が必要である事業所数 (対象：上記1の事業所。上記4で「再調査が必要」としている事業所を含む。)

事業所 ※ 当該事業所にかかる実地調査等の結果については、調査終了後速やかに(平成16年11月20日までを目途)、上記「3. 実地調査等の実施件数」及び「4. 実地調査等の結果」に準じて報告されたい。